

登録申請書類の提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

（一財）自然環境研究センター理事長 殿

記入例

申請者(※1)

氏 名 **自然 研太郎**

住 所 〒**130-8606**

東京都墨田区江東橋**3-3-7**

電話番号 **03-6659-6018**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種 名	ビルマホシガメ
	区 分 (該当する文字を丸で囲むこと。 その他に該当する場合は、括弧内 に具体的内容を記入すること)	生体 卵・その他 () はく製・その他 ()
	主な特徴 (※2)	体長 背甲長 155.0mm (〇〇年〇月〇日計測) 全長 背甲幅 123.0mm 体重 1100.0 g 性別 雄 不明の場合は性別不明と記入 その他の特徴 右前脚の指が1本欠けている
	所 在 地	申請者住所と同じ 登録申請時における個体の所在地
個体に講じた個体識別措置 及び個体識別番号 (※3)	個体識別措置: マイクロチップ 脚環	
個体識別番号	個体識別番号: ABCD12345	
規制適用前取得の要件である 「2」を○で囲む	<p>1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令 (※4) 第8条第1号関係)</p> <p>2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (以下「ワシントン条約」という。) が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第2号関係)</p> <p>3 関税法 (昭和29年法律第61号) 第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号イ関係)</p> <p>(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ロ関係)</p> <p>(3) 政令別表第7に掲げる登録対象個体群 (ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体群) の個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ハ関係)</p> <p>4 1~3までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの</p>	
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)		
動植物の管 理者 (所有 者と異なる 場合)	氏 名	
	住 所	
		電話番号

1. 「主な特徴」欄の記載にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 以下の数値を計測すること。

① 背甲長 (はいこうちょう)

臀甲板の中央外側点と頂甲板の中央前端の間の直線距離 (下図参照)。

② 背甲幅 (はいこうふく)

左右それぞれの第6縁甲板と第7縁甲板が外側で接する最初の点の間の直線距離 (下図参照)。

③ 体重

(2) 上記①及び②の数値の単位はミリメートル(mm)とし、

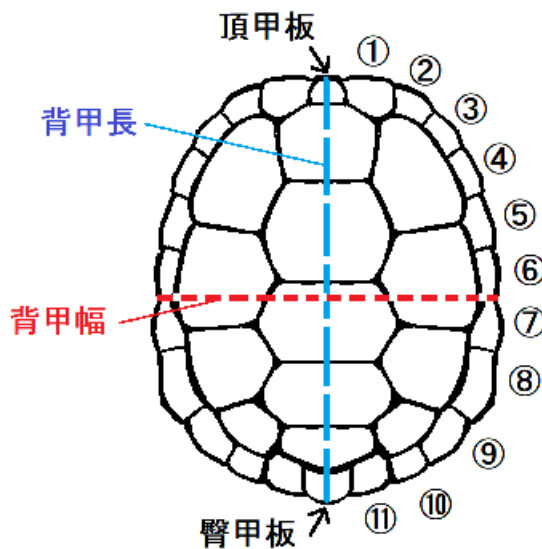
③の数値の単位はグラム(g)とする。

(3) 上記①及び②の数値は、ノギスや定規などを使用して計測すること (下図参照)。

(4) 性別 (雄または雌) を記入すること。性別が不明の場合は「雌雄不明」とすること。

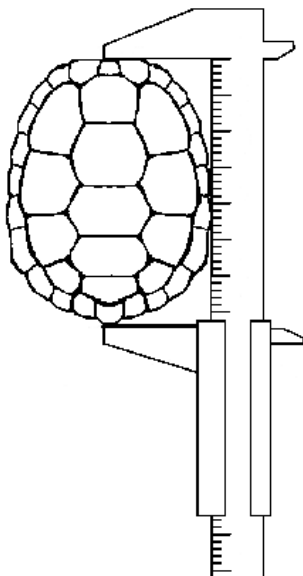
(5) 明確な特徴があれば、「その他の特徴」として記載すること。

計測箇所

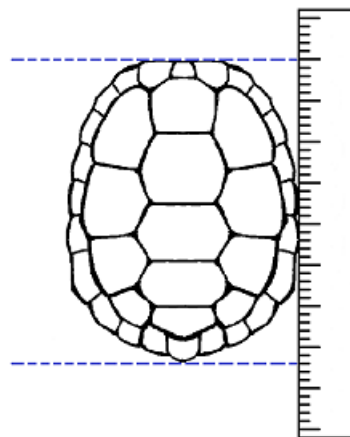


計測例

ノギスを使用



定規を使用



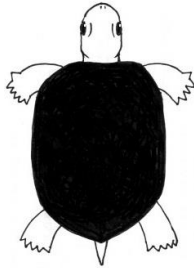
2. 写真（登録申請前3ヶ月以内に撮影すること）

(1) 以下の部位を鮮明に撮影したカラー写真。（1枚の大きさはL版相当）

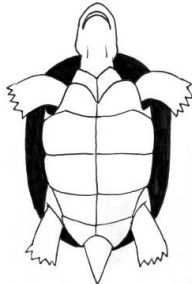
印刷は印画紙か光沢紙で行ってください。（普通紙、コピー用紙での印刷は不可）

撮影日がわかるように、写真に日付を焼き込むか、写真の裏面もしくは写真を貼付したA4用紙に撮影日を記入願います。

① 背甲

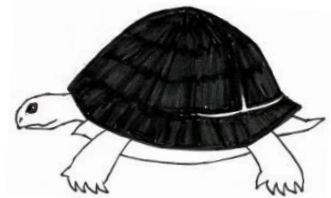


② 腹甲



③ 左向き（左側面）

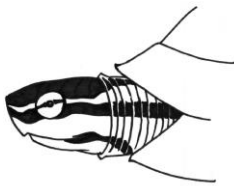
（甲の形状など特徴が確認できるもの）



以下の種は、上記の①～③の他に追加の写真が必要となります。

- 「アンナンガメ」「ニシキセタカガメ」「モエギハコガメ」
「カンボジアモエギハコガメ」「ラオスモエギハコガメ」

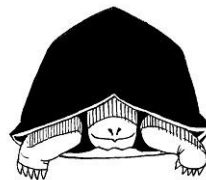
④ 左横顔



- 「インドホシガメ」「ビルマホシガメ」「マダガスカルホシガメ」

④ 前面

前面の甲羅の縁が確認できる写真。
顔を引っ込めている状態や、
顔を下げている状態の写真。



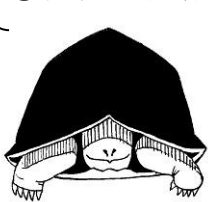
又は



- 「キノステルノン・コラ（コロドロガメ）」
「キノステルノン・ボグティ（フォークトドロガメ、バジャルタドロガメ）」

④ 前面

上記「インドホシガメ」の
④前面と同様の写真



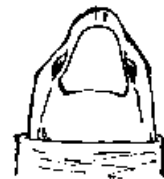
又は



⑤ 後面
（お尻）



⑥ 頭部背面
（頭部を上方から撮影）



(2) 複数の個体を登録申請する場合、上記の必要写真の他、すべての登録申請個体を集合させた、個体数が確認可能なカラー写真も撮影すること。

3. この他に、マイクロチップによる個体識別措置およびマイクロチップ番号を記入すること。
合わせてマイクロチップ識別番号証明書およびマイクロチップ番号を判別できる写真を提出すること。

注) 申請内容によって、書面や写真の追加が生じる場合があります。